

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（八）：襄公二十六年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2005, 37, p. 112-136
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61071">https://doi.org/10.18910/61071</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 春秋經傳集解譯稿續篇(八)

——襄公二十六年

岩 本 憲 司

〔襄公二十六年〕

經二十有六年春王二月辛卯衛甯喜弑其君剽 衛孫林父入于

戚以叛

④衍(君)が位にいなかったけれども、林父は邑を私物化して國に背いたから、「叛」としてしているのである。

〔附〕疏に「叛者 背君之名 嫌無君不得爲叛 故注明之 林父畏衍入殺己 以邑先叛 故衍今雖未居位 林父以背國之故 猶爲叛也」とある。なお、下の傳文に「書曰入于戚以叛 罪孫氏也 臣之祿 君實有之 義則進 否則奉身而退 專祿以周旋 戮也」とある。

經甲午衛侯衍復歸于衛

④もとの位にもどった場合に「復歸」と言う(成公十八年傳文)。名をいったり名をいわなかったりしているのは、傳に義例がない。

〔附〕こは「衍」と名をいっているが、成公十六年には「曹

伯歸自京師」とあつて、名をいっていない。なお、その

注に「諸侯歸國 或書名 或不書名(中略) 傳無義例

從告辭」とある。

經夏晉侯使荀吳來聘

④「吳」は、荀偃の子である。

〔附〕十九年の傳文に「荀偃瘡疽 生瘍於頭 濟河 及著雍 病 目出 大夫先歸者皆反 士匄請見 弗內 請後 曰 鄭甥可」とあり、注に「鄭甥 荀吳 其母鄭女」とある。

經公會晉人鄭良霄宋人曹人于澶淵

④卿が公侯と會した場合は、いづれもみな、貶する(「人」

と稱する)べきであるが、(今ここでは)宋の向戌が期日におくれたことを責めようとするから、(特に)「良霄」と(名氏を)書いて、(それとの対照で)向戌を駁正したのである。もし、いづれもみな、「人」と稱すれば、向戌は、単に、公と會したという理由で貶せられている、かにまぎらわしい。

〔附〕僖公二十九年の傳文に「卿不書 罪之也 在禮 卿不會 公侯 會伯子男可也」とある。なお、下の傳文に「趙武不書 尊公也(注 罪武會公侯) 向戌不書 後也(注 後會期) 鄭先宋 不失所也(注 如期至)」とある。

〔經〕秋宋公殺其世子痤

〔注〕君を稱して殺しているのは、父子が殺害し合うのをにくんでである。

〔附〕僖公五年「春晉侯殺其世子申生」の公羊傳文に「曷爲直稱晉侯以殺 殺世子母弟直稱君者 甚之也」とあり、穀梁傳文に「目晉侯斥殺 惡晉侯也」とあるのを参照。

〔經〕晉人執衛甯喜

〔經〕八月壬午許男甯卒于楚

〔注〕(名)を書いているのは、同盟はしていなかったけれども、

名をもって赴告してきた(からである)。

〔附〕僖公二十三年の傳文に「赴以名則亦書之」とあり、注に「謂未同盟」とある。

〔經〕冬楚子蔡侯陳侯伐鄭

〔經〕葬許靈公

〔附〕二十六年春秦伯之弟鍼如晉脩成

〔注〕夷儀で會した歲(二十四年)の和平をかためたのである。〔附〕二十五年の傳文に「會于夷儀之歲 齊人城郟(注 在二十四年) 其五月秦晉爲成(中略) 成而不結」とある。

〔附〕叔向命召行人子員

〔注〕秦の口上に應答させようとしたのである。

〔附〕行人子朱曰 朱也當御

〔注〕「御」は、進である。(自分が)行くべき番である、ということである。

〔附〕『國語』晉語八「子朱曰 朱也當御」の章注に「當直也 御 進也 言次應直事」とあるのを参照(「當」の解釋が杜預と異なる)。

〔附〕三云 叔向不應 子朱怒曰 班爵同

〔注〕同じく大夫である。

團何以黜朱於朝

④「黜」は、退である。

附『國語』晉語八「何以黜朱也」の章注に「黜 退也」とあるのを参照。

團撫劔從之

④叔向に詰め奇ったのである。

團叔向曰 秦晉不和久矣 今日之事 幸而集

④「集」は、成である。

附桓公五年の傳文「可以集事」等の注に、同文がみえる。

なお、『國語』晉語八「今日之事 幸而集」の章注に「集成也」とあるのを参照。

團晉國賴之 不集 三軍暴骨 子員道二國之言無私 子常

易之 姦以事君者 吾所能御也 拂衣從之

④「拂衣」とは、裳をまくり上げたのである。

附『國語』晉語八「拂衣從之」の章注に「拂 褻也」とあるのを参照。なお、『詩』鄭風〈褻裳〉「褻裳涉溱」の鄭箋に「揭衣渡溱水」とある。

團人救之 平公曰 晉其庶乎

④治まるに近い、ということである。

附莊公十一年の傳文「其庶乎」の注に「其庶 庶幾於興」とある。なお、その附を参照。また、『國語』晉語八「晉其庶乎」の章注に「庶幾於興」とあるのを参照。

團吾臣之所爭者大 師曠曰 公室懼卑 臣不心競而力爭

④二子が、心で張り合つて忠をつくすことをせずに、劔に手をかけたり、裳をまくり上げたりした、ことをいう。

團不務德而爭善

④（「爭善」とは）争つて、自分の行ないこそ善であると主張する、ということである。

團私欲已侈 能無卑乎

④私欲がはびこれば、公義がすたれる、ということである。

團衛獻公使子鮮爲復

④自分のために、國にかえることを求めさせたのである。

團辭

④出来ないことわつたのである。

團敬妣強命之

④「敬妣」は、獻公及び子鮮の母である。

附十四年の傳文「子鮮從公」の注に「子鮮 公母弟」とある。

團對曰 君無信 臣懼不免 敬妣曰 雖然 以吾故也 許

諾 初獻公使與甯喜言

④國にかえる話をしたのである。

附二十五年の傳文に「衛獻公自夷儀使與甯喜言」とあり、注に「求復國也」とある。

團甯喜曰 必子鮮在 不然 必敗

④子鮮は賢で、國人が彼を信賴していたから、必ず間に立たせようとしたのである。

團十四年の傳文に「衛君其必歸乎 有大叔儀以守 有母弟

鱒以出 或撫其内 或營其外 能無歸乎」とある。

團故公使子鮮 子鮮不獲命於敬似

④停止の命を得られなかったのである。

團僖公二十三年の傳文「其辟君三舍 若不獲命」の注に「三退不得楚止命也」とあり、同二十八年の傳文「既不獲命矣」の注に「不獲止命」とある。

團以公命與甯喜言 曰 苟反 政由甯氏 祭則寡人 甯喜

告蘧伯玉 伯玉曰 瓊不得聞君之出 敢聞其入

④十四年に孫氏が獻公を追い出そうとしたとき、瓊は立ち去って、最寄りの關所から（國外に）出たのである。

團十四年の傳文に「文子曰 君忌我矣 弗先 必死 并帑

於戚 而入見蘧伯玉曰 君之暴虐 子所知也 大懼社稷

之傾覆 將若之何 對曰 君制其國 臣敢奸之 雖奸之

庸知愈乎 遂行 從近關出」とある。

團遂行 從近關出 告右宰穀

④衛の大夫である。

團十四年の傳文「右宰穀從而逃歸 衛人將殺之」の注に「穀

衛大夫也」とある。

團右宰穀曰 不可 獲罪於兩君

④先には獻公を追い出し、今度は剽を弑する、ということである。

團天下誰畜之

④「畜」は、容と同じである。

團「荀子」非十二子に「在一大夫之位 則一君不能獨畜

一國不能獨容」とあるのを參照。

團悼子曰 吾受命於先人 不可以貳

④「悼子」は、甯喜である。命を受けたことは、二十年にある。

團二十年の傳文に「衛甯惠子疾 召悼子（注 悼子 甯喜）

曰 吾得罪於君 悔而無及也 名藏在諸侯之策 曰 孫

林父甯殖出其君 君入則掩之 若能掩之 則吾子也 若不能 猶有鬼神 吾有餒而已 不來食矣 悼子許諾 惠子遂卒」とある。

團穀曰 我請使焉而觀之

④もどしてよいかどうかを見きわめる、ということである。

團遂見公於夷儀 反 曰 君淹恤在外十二年矣

④「淹」は、久である。

團僖公三十三年の傳文「爲從者之淹」等の注に、同文がみ

える。なお、その團を參照。

團而無憂色 亦無寬言 猶夫人也

③その人となりかもとのままである、ということである。

④君若不巳 死無日矣

⑤「巳」は、止である。

⑥悼子曰 子鮮在 右宰穀曰 子鮮在 何益 多而能亡

於我何爲

⑦子鮮が義をなすとしても、せいぜい（自分が）亡命する

ことぐらいである、ということである。

⑧悼子曰 雖然 不可以巳 孫文子在戚 孫嘉聘於齊 孫

襄居守

⑨二子は、孫文子の子である。

⑩二月庚寅甯喜右宰穀伐孫氏 不克 伯國傷

⑪「伯國」は、孫襄である。父と兄とが、いづれもみな、

不在だったから、弱體に乗じて攻めたのである。

⑫甯子出舍於郊

⑬出奔しようとしたのである。

⑭伯國死 孫氏夜哭 國人召甯子 甯子復攻孫氏 克之

辛卯殺子叔及大子角

⑮「子叔」は、衛侯剽である。「子叔」と言っているのは、

剽には諡がないからである。

⑯元年に「冬衛侯使公孫剽來聘」とあり、注に「剽 子叔

黑背子」とある。また、その傳に「冬衛子叔晉知武子來

聘 禮也」とある。

なお、疏に「服虔云 殺大子角不書 舉重者」とある。

⑰書曰甯喜弑其君剽 言罪之在甯氏也

⑱父の命を受けて舊君を納めたのだから罪はない、かま

ざらわしいから、これを發したのである。

⑲孫林父以戚如晉

⑳邑をひきいて晉に歸屬したのである。

㉑異説として、下の疏に「服虔云 專祿謂以戚叛也 既叛

衛 亦不臣於晉 自謂若小國 是爲專祿」とある。

㉒書曰入于戚以叛 罪孫氏也 臣之祿 君實有之 義則進

否則奉身而退 專祿以周旋 戮也

㉓林父は剽に仕えていたのに、衍が入ったのだから、義と

して、退くのはよいが、邑を私物化して自分に從えた點

を罪とするから、傳でこれを發したのである。

㉔疏に引く『釋例』に「古之大夫 或錫之田邑 或分之都

城 故有千室之邑百乘之家 君之祿 義則進 否則奉身

而退 若專祿以周旋 雖無危國害主之實 皆書曰叛 叛

者 反背之辭也 庶賤之人 不齒於列 故雖有善惡 不

章顯名氏 若乃披邑害國 則以地重 必書其名 且終顯

其惡也 適魯則書地曰來奔 來奔則叛可知 蓋記事外内

之辭也 劉賈説 三叛人以地來奔 不書叛 謂不能專也

此直外内之辭 既以地來 妻公之姊妹還其大邑 不得

復言不能專也」とある。

團甲午衛侯入 書曰復歸 國納之也

④はじめ晋が彼を夷儀に納れ（送り込み）、今こゝで夷儀から國に入ったため、晋によって納れられた（送り込まれた）、かにまぎらわしいから、”本國が納れた（迎え入れた）”という例を發したのである。（つまり）本國によって納れられて（迎え入れられて）、もとの位にもどつた、ということである。

附二十五年の傳文に「晉侯使魏舒宛沒逆衛侯 將使衛與之夷儀」とあり、また、「衛獻公入于夷儀」とある。なお、成公十八年の傳文に「凡去其國 國逆而立之 曰入復其位 曰復歸（注 亦國逆）諸侯納之 曰歸 以惡 曰復入」とある。

團大夫逆於竟者 執其手而與之言 道逆者 自車搢之 逆於門者 頷之而已

⑤「頷」とは、頭をうごかす（うなづく）ことである。衍は慢心が生じやすかった、ということを書っているのである。

附『説文』に「頷 低頭也（中略）春秋傳曰 迎于門 頷之而已」とあるのを参照。

團公至 使讓大叔文子曰 寡人淹恤在外 二三子皆使寡人朝夕聞衛國之言

⑥「二三子」は、諸大夫である。

附『國語』晉語五に「皆告諸大夫曰 二三子可以賀我矣」とあるのを参照。

團吾子獨不在寡人

⑦「在」とは、安否を問うことである。公は、文子が甯喜に答えた言葉を聞いたから、怒つたのである。

附注の前半については、『儀禮』聘禮記「子以君命在寡君」の注に「在 存也」とあるのを参照。なお、『大戴禮記』曾子立事に「存往者 在來者」とある。

注の後半については、二十五年の傳文に「衛獻公自夷儀使與甯喜言 甯喜許之 大叔文子聞之 曰 烏呼 詩所謂我躬不說 皇恤我後者 甯子可謂不恤其後矣 將可乎哉 殆必不可 君子之行 思其終也 思其復也 書曰 慎始而敬終 終以不困 詩曰 夙夜匪解 以事一人 今甯子視君不如弈棋 其何以免乎 弈者舉棋不定 不勝其耦 而況置君而弗定乎 必不免矣 九世之卿族 一舉而滅之 可哀也哉」とある。なお、疏に「沈氏云 大叔文子聞甯喜許公之言而發歎 本非面答甯喜之言 而云答者

時間甯喜之言 遂自評論 不許於甯子 與對面相答無異 故言答也」とある。

團古人有言曰 非所怨 勿怨 寡人怨矣

⑧怨むべき相手（or理由）が身近（？）に在る（orある）、ということである。

〔附〕この注は、意味がよくわからない。ちなみに、『會箋』に「注親親二字不可用」とある。

團對曰 臣知罪矣 臣不佞 不能負羈紲以從扞牧圍 臣之罪一也 有出者 有居者

④「出」とは、銜をいい、「居」とは、剽をいう。

團臣不能貳通外内之言以事君 臣之罪二也 有二罪 敢忘其死 乃行 從近關出 公使止之

④傳は、衛侯が、大臣を落ち着かせることが出来なかった、ことを言っているのである。

團衛人侵戚東鄙

④林父が叛いたからである。

〔附〕上の經に「衛孫林父入于戚以叛」とある。

團孫氏愬于晉 晉戍茅氏

④「茅氏」は、戚の東鄙である。

團殖綽伐茅氏 殺晉戍三百人

④「殖綽」は、齊人で、この時、衛に來ていた。

〔附〕二十一年の傳文に「齊莊公朝 指殖綽郭最曰 是寡人之雄也」とある。

團孫蒯追之 弗敢擊 文子曰 厲之不如

④「厲」は、惡鬼である。

〔附〕十七年の傳文「爾父爲厲」の注に、同文がみえる。なお、

その〔附〕を參照。

團遂從衛師 敗之圍

④蒯は、父の言葉にはげまされ、あらためてまた殖綽を追ったのである。「圍」は、衛地である。

團雍鉏獲殖綽

④「雍鉏」は、孫氏の臣である。

團復愬于晉

④下の、晉が衛を討とうとしたこと、のために本を張ったのである。

〔附〕下の傳文に「晉人爲孫氏故 召諸侯 將以討衛也」とある。

團鄭伯賞入陳之功

④陳に入ったことは、前年にある。

〔附〕二十五年に「六月壬子鄭公孫舍之帥師入陳」とある。

團三月甲寅朔享子展 賜之先路三命之服

④「先路」・「次路」は、いづれもみな、王が賜わる車の摠稱である。おそらく、王に請うたのであろう。

〔附〕十九年の傳文に「六月晉侯請於王 王追賜之大路 使以行禮也」とあり、注に「大路 天子所賜車之摠名」とある。なお、その〔附〕を參照。

團先八邑



③路及び命服を邑の先におくったのである。「八邑」は、三十二井である。

〔附注の前半については、十九年の傳文「賄荀偃束錦加璧乘馬 先吳壽夢之鼎」の注に「古之獻物 必有以先 今以璧馬爲鼎之先」とある。なお、その附を参照。

注の後半については、『史記』鄭世家「封子産以六邑」の〔集解〕に「服虔曰 四井爲邑」とあるのを参照。なお、『周禮』小司徒にも「四井爲邑」とある。

〔團賜子産次路再命之服 先六邑 子産辭邑 曰 自上以下 降殺以兩 禮也 臣之位在四

④上卿が子展であり、次卿が子西であり、十一年に良霄が經に現われ、十九年によく子産を卿に立てた。だから、位次は四番目なのである。

〔附〕十一年に「楚人執鄭行人良霄」とあり、十九年の傳文に「鄭人使子展當國 子西聽政 立子産爲卿」とある。また、隱公四年「戊申衛州吁弑其君完」の疏に引く『釋例』に「春秋之義 諸侯之卿 當以名氏備書於經」とある。

なお、傳文の「降殺以兩」の「降」は、諸本に従って、「降」に改める。

〔團且子展之功也 臣不敢及賞禮 請辭邑  
⑤「賞禮」とは、禮をもって賞せられることで、六邑をいう。

團公固予之 乃受三邑

⑥位次としては二邑を受けるべきであるが、公が是非にと與えるので、三邑を受けたのである。

團公孫揮曰 子産其將知政矣

⑦國政をつかさどる、ということである。

〔附〕國語 周語中に「若是而知晉國之政 楚越必朝」とあり、韋注に「知政 謂爲政也」とあるのを参照。

團讓不失禮

團晉人爲孫氏故 召諸侯 將以討衛也 夏中行穆子來聘 召公也

⑧公を呼び寄せて、澶淵の會をなそうとしたのである。

〔附〕下の傳文に「六月公會晉趙武宋向戌鄭良霄曹人于澶淵」とある。

團楚子秦人侵吳 及零婁 聞吳有備而還

⑨「零婁」縣は、今、安豊郡に屬している。

〔附〕按勘記に従って、注の「零婁」の下に、「縣」の字を補う。

團遂侵鄭 五月至于城麋 鄭皇頡戍之

⑩「皇頡」は、鄭の大夫で、城麋の邑を守っていた。

〔附〕莊公八年の傳文「齊侯使連稱管至父戍葵丘」等の注に「成

守也」とある。

團出 與楚師戰 敗 穿封戌囚皇頡 公子圍與之爭之

④「公子圍」は、共王の子の靈王である。

附昭公元年の傳文に「伍舉更之曰 共王之子圍爲長（中略）」

楚靈王即位」とある。

團正於伯州犂

⑤曲直を質問したのである。

團伯州犂曰 請問於囚 乃立囚 伯州犂曰 所爭 君子也

其何不知

⑥王子圍及び穿封戌は、いづれもみな、小者ではないから、

識別しやすい、ということである。

附異説として、『會箋』に「君子當指皇頡 伯州犂欲使皇

頡悟上下其手之意 先以隱語挑之 故曰其何弗知 猶曰

解人當自會耳」とある。

團上其手 曰 夫子爲王子圍 寡君之貴介弟也

⑦「介」は、大である（『爾雅』釋詁）。

附哀公十四年の傳文「曰 逢澤有介樂焉」の注に、同文が

みえる。

團下其手 曰 此子爲穿封戌 方城外之縣尹也 誰獲子

⑧手を上下して、捕虜の意志を誘導したのである。

團囚曰 頡遇王子 弱焉

⑨「弱」は、敗である。王子にとらえられた、ということ

である。

附「管子」八觀に「戰不勝 弱也」とあるのを参照。

團戌怒 抽戈逐王子圍 弗及 楚人以皇頡歸 印蕞父與皇

頡戍城麇

⑩「印蕞父」は、鄭の大夫である。

團楚人囚之 以獻於秦 鄭人取貨於印氏以請之 子大叔爲

令正

⑪（「令正」は）辭令を作ることをつかさどる官長である。

團以爲請 子産曰 不獲

⑫大叔の辭令は、財貨によって蕞父を請求する文面である

から、きつと取りもどせない、ということである。

團受楚之功 而取貨於鄭 不可謂國 秦不其然

⑬楚が捕虜を獻ずるのを受けるのは、大いなる名譽であり、

財貨によってそれを放免するのは、小っぱけな利益である

から、秦はそんなことはしない」と言ったのである。

團若曰拜君之勤鄭國 微君之惠 楚師其猶在敝邑之城下

其可

⑭このような辭令にすれば、蕞父を取りもどせる、ということである。

團弗從 遂行 秦人不予 更幣 從子産 而後獲之

⑮あらためて使いをやって幣（通常の禮物）をおくり、子

産の（提案した）辭令を用いて、ようやく蕞父を取りも

とした。傳は、子産の善をほめているのである。

團 六月公會晉趙武宋向戌鄭良霄曹人于澶淵 以討衛 疆戚

田

④戚の境界を畫定したのである。

團 取衛西鄙懿氏六十以與孫氏

④戚城の西北五十里に懿城がある。姓をそのまま城の名にしたのである。田六十井を取ったのである。

團上の傳文「先八邑」の注に「八邑 三十二井」とある。

なお、その團を參照。

なお、異説として、疏に「服虔云 六十邑」とある。ちなみに、二十八年の傳文「與晏子邶殿其鄙六十」の注には「以邶殿邊鄙六十邑與晏嬰」とある。また、昭公五年の傳文に「豎牛取東鄙三十邑以與南遺」とある。

團 趙武不書 尊公也

④武が公侯と會したことを罪責したのである。

團 僖公二十九年の傳文に「卿不書 罪之也」とある。また、

八年の傳文「大夫不書 尊晉侯也」の注に「晉悼復文襄之業 制朝聘之節 儉而有禮 德義可尊 故退諸侯大夫以崇之」とある。

團 向戌不書 後也

④會の期日に遅れたのである。

團 鄭先宋 不失所也

④期日どおりに到着したのである。

團 疏に引く『釋例』に「澶淵之會 趙武向戌良霄以大夫而

會魯侯 違在禮之制 其罪一也 戎加後會之尤 霄有不

失所之進 文不得並言卿不書罪之 故特言尊公 明公尊

非三人之所敵 三人之罪既正 而二人獨以他義別敘也」

とある。

團 於是衛侯會之

④晉が執えようとしていたため、會に参加できなかったから、(經に) 書いていないのである。

團 晉人執甯喜北宮遺 使女齊以先歸

④彼らが君を弑し孫氏を伐ったことをとがめたのである。

「遺」は、北宮括の子である。「女齊」は、司馬侯である。晉に歸った後で諸侯に赴告したから、經では秋のところに書かれているのである。

團 注の「討其弑君伐孫氏也」については、上の傳文に「二

月庚寅甯喜右宰穀伐孫氏 不克(中略) 甯子復攻孫氏

克之 辛卯殺子叔及大子角」とある。

注の「遺 北宮括之子」については、成公十七年に「春 衛北宮括帥師侵鄭」とある。

注の「女齊 司馬侯」については、二十九年の傳文に「齊

高子容與宋司徒見知伯 女齊相禮 賓出 司馬侯言於知

伯曰「二子皆將不免」とある。なお、『國語』晉語七「悼公與司馬侯升臺而望曰「樂夫」の章注に「司馬侯 晉大夫汝叔齊」とあるのを参照。

注の「歸晉而後告諸侯云云」については、上の經に「秋宋公殺其世子痤」とあり、ついで「晉人執衛甯喜」とある。

團衛侯如晉 晉人執而囚之於士弱氏

④「士弱」は、晉の獄をつかさどる大夫である。

團秋七月齊侯鄭伯爲衛侯故如晉

⑤いっしょに許しを請おうとしたのである。

團晉侯兼享之 晉侯賦嘉樂

⑥「嘉樂」は、『詩』の大雅である。その中の「よろこびたのしむ君子は、光りかがやく令徳が、民にも人にも適切で、天から福祿を受ける」という一節に（意義を）取ったのである。

團文公三年の傳文「公賦嘉樂」の注に「嘉樂 詩大雅 義取其顯顯令徳 宜民宜人 受祿于天」とある。なお、その附を参照。ちなみに、『詩』では「假樂君子」に作り、その毛傳に「假 嘉也」とある。

なお、疏に「服虔云 晉侯自嘉樂」とある。

團國景子相齊侯

⑦「景子」は、國弱である。

團昭公元年の傳文「齊國子曰 吾代二子愍矣」の注に「國子 國弱也」とある。

團賦蓼蕭

⑧「蓼蕭」は、『詩』の小雅である。露が蕭につくように、太平の恩澤が遠くに及ぶ、ということであり、これによって、晉君の恩澤が諸侯に及ぶことを喩えたのである。

團『詩』小雅〈蓼蕭〉の序に「蓼蕭 澤及四海也」とある

のを参照。また、第一章に「蓼彼蕭斯 零露漙兮」とあり、毛傳に「興也 蓼 長大貌 蕭 蒿也 漙漙然 蕭上露貌」とあり、鄭箋に「興者 蕭 香物之微者 喻四海之諸侯亦國君之賤者 露者 天所以潤萬物 喻王者恩澤不爲遠國則不及也」とあるのを参照。

團子展相鄭伯 賦緇衣

⑨「緇衣」は、『詩』の鄭風である。（その中の）「あなたが館に出勤して、もどれば、私はあなたに食事を差し上げる」という一節に意義を取ったのであり、晉にそむくことなどしない、ということである。

團毛傳に「適 之 館 舍 粲 餐也」とあり、鄭箋に「自館還 在采地之部 我則設餐以授之 愛之欲飲食之」とあるのを参照。

團叔向命晉侯拜二君 曰 寡君敢拜齊君之安我先君之宗祧也 敢拜鄭君之不貳也

② 蓼蕭・緇衣の二詩は、趣意がそれぞれ同じでないから、二君に拜謝するのに、言辭が異なっているのである。

團國子使晏平仲私於叔向

③ 内々に叔向と話をしたのである。

附成公八年の傳文「私焉」の注に「私與之言」とある。

團曰 晉君宣其明德於諸侯 恤其患而補其闕 正其違而治其煩 所以爲盟主也 今爲臣執君 若之何

④ 晉が林父のために衛侯をとらえたことをいう。

團叔向告趙文子 文子以告晉侯 晉侯言衛侯之罪 使叔向告二君

⑤ 別箇に、晉の守備兵三百人を殺したことを罪とするのであって、林父のためではない、ということである。

附上の傳文に「衛人侵戚東鄙 孫氏愬于晉 晉戍茅氏 殖綽伐茅氏 殺晉戍三百人」とある。

團國子賦轡之柔矣

⑥ 逸詩で、『周書』にみえる。柔らかな轡が剛い馬を御するのように、政をゆるやかにして諸侯を安んずる、という點に意義を取ったのである。

附『逸周書』太子晉解に「詩云 馬之剛矣 轡之柔矣 馬亦不剛 轡亦不柔 志氣庶庶 取予不疑」とあるのを參照。

團子展賦將仲子兮

⑦ 「將仲子」は、『詩』の鄭風である。人のうわさはおそろしい、という點に意義を取ったのであり、衛侯には別箇に罪があるとしても、衆人は、晉は臣のために君を執えたとうわさしている、ということである。

附『詩』鄭風《將仲子》の第三章に「豈敢愛之 畏人之多言 仲可懷也 人之多言 亦可畏也」とあるのを參照。なお、諸本に従って、注の「衛侯」の上に「言」の字を補う。

團晉侯乃許歸衛侯 叔向曰 鄭七穆 罕氏其後亡者也 子展儉而壹

⑧ 「子展」は、鄭の子罕の子である。「儉而壹」とは、行動は控え目だが、心は一途である、ということである。鄭の穆公の十一子のうち、子然と三子孔（子孔・士子孔）の三族はすでに亡び、子羽は卿ではなかったから、ただ「七穆」と言っているのである。

附十九年の傳文に「甲辰子展子西率國人伐之 殺子孔（中略）僖之四年 子然卒 簡之元年 士子孔卒」とある。また、二十七年の傳文に「鄭伯享趙孟于垂隴 子展伯有子西子産子大叔三子石從 趙孟曰 七子從君 以寵武也」とある。なお、疏に引く『世族譜』に「子羽 穆公子 其後爲羽氏 卽羽師頡是其孫 此非行人子羽公孫揮也」とある。

團初宋芮司徒生女子

④「芮司徒」は、宋の大夫である。

團赤而毛 棄諸堤下 共姬之妾取以入

④「共姬」は、宋の伯姬である。

附成公九年に「二月伯姬歸于宋」とある。

團名之曰棄 長而美 平公入夕

④「平公」は、共姬の子である。

團共姬與之食 公見棄也 而視之尤

④「尤」は、甚である。

團姬納諸御 嬖 生佐

④「佐」は、元公である。

附『史記』宋世家に「四十四年 平公卒 子元公佐立」とあるのを参照。

團惡而婉

④佐は、顔はわるいが、心はすなおだった。

團大子瘞美而很

④顔はよいが、心はねじけていた。

團合左師畏而惡之

④「合左師」は、向戌である。

附成公十五年の傳文に「華元使向戌爲左師」とある。また、十七年の傳文「賊六人以鉞殺諸廬門合左師之後」の注に

「合 向戌邑」とある。

團寺人惠牆伊戾爲大子內師而無寵

④「惠牆」は、氏であり、「伊戾」は、名である。

附疏に「服虔云 惠伊皆發聲 實爲牆戾」とある。

團秋楚客聘於晉 過宋

④上にすでに「秋」があるのに、また（「秋」と）傳を發

しているのは、中間に「初」があるため、「秋」と言わ

なければ、楚の客が通過したのは往年のことである、か

にまぎらわしい、からである。

附上の傳文に「秋七月齊侯鄭伯爲衛侯故如晉」とあり、また、「初宋芮司徒生女子」とある。

團大子知之 請野享之 公使往 伊戾請從之 公曰 夫不

惡女乎

④「夫」とは、大子をいう。

附二十三年の傳文「夫石猶生我」の疏に「二十六年傳 夫不惡女乎 服杜並云 夫謂大子也」とあるのを参照。

團對曰 小人之事君子也 惡之不敬遠 好之不敬近 敬以

待命 敢有貳心乎 縱有共其外 莫共其内

④伊戾は大子の内師であるから、（彼が）隨行しなければ、

そばつとめが缺如するおそれがある。

團臣請往也 遣之 至 則飲 用牲 加書 徵之

④盟った場所をでっち上げて、大子が叛いた證據にしたの

である。

團而聘告公

④「聘」は、馳である。

附定公八年の傳文「林楚怒馬 及衢而聘」の注に、同文が

みえる。なお、『説文』に「聘 直馳也」とあるのを參

照。

團曰 天子將爲亂 既與楚客盟矣 公曰 爲我子 又何求

對曰 欲速

④（一刻も）はやく公の位を得ようとしている、というこ

とである。

團公使視之 則信有焉

④盟った證據があった。

團問諸夫人與左師

④「夫人」とは、佐の母の棄である。

團則皆曰 固聞之 公囚天子 天子曰 唯佐也能免我

④佐は心がやさしかったからである。

附上の傳文に「惡而婉」とあり、注に「左貌惡而心順」と

ある。

團召而使請 曰 日中不來 吾知死矣 左師聞之 聒而與

之語

④「聒」は、謹（かまびすしい）である。佐を時間に遅れ

させようとしたのである。

附『説文』に「聒 驩語也」とあるのを參照。

團過期 乃縊而死 佐爲天子 公徐聞其無罪也 乃享伊戾

左師見夫人之步馬者

④「步馬」は、馬をならすことである。

團問之 對曰 君夫人氏也 左師曰 誰爲君夫人 余胡弗

知 圉人歸 以告夫人 夫人使饋之錦與馬 先之以玉

④玉を錦・馬の先におくったのである。

附十九年の傳文「賄荀偃束錦加璧乘馬 先吳壽夢之鼎」の

注に「古之獻物 必有以先 今以璧馬爲鼎之先」とある。

なお、その附を參照。

團曰 君之妾棄使某獻 左師改命曰君夫人 而後再拜稽首

受之

④左師が使者に口上を改めさせたのである。傳は、宋公が

おろかで、左師がへつらったから、天子が罪なくして死

んだ、ということを言っているのである。

團鄭伯歸自晉

④衛侯（のために許し）を請うて歸ったのである。

附上の傳文に「秋七月齊侯鄭伯爲衛侯故如晉」とあり、注

に「欲共請之」とある。

團使子西如晉聘 辭曰 寡君來煩執事 懼不免於戾

④こちらとしては、大國に對して禮を缺いて罪を得ること

を懼れる、ということである。

團使夏謝不敏

④「夏」は、子西の名である。

團君子曰 善事大國

⑤「人にものを頼もうとするときは、必ず（こちらから）先にへり下る」ということであり、鄭がよく國の安泰を保ったわけを言っているのである。

附昭公二十五年の傳文に「將求於人 則先下之 禮之善物也」とある。

團初楚伍參與蔡大師子朝友 其子伍舉與聲子相善也

⑥「聲子」は、「子朝」の子である。「伍舉」は、子胥（伍員）の祖父の椒舉である。

附昭公十九年の傳文「使伍奢爲之師」の注に「伍奢 伍舉之子 伍員之父」とある。なお、『國語』楚語上「靈王爲章華之臺 與伍舉升焉」の章注に「伍舉 椒舉也」とあるのを参照。

團伍舉娶於王子牟 王子牟爲申公而亡

⑦罪をえて出奔した。

附下の傳文に「子牟得戾而亡」とある。なお、『國語』楚語上に「子牟得罪而亡」とあるのを参照。

團楚人曰 伍舉實送之 伍舉奔鄭 將遂奔晉 聲子將如晉

遇之於鄭郊 班荆相與食 而言復故

⑧「班」は、布である。荆を布いて地べたにすわり、楚に歸る事を相談したのである。「朋友は代々仲がよい」ということである。

附注の「班 布也」については、『周禮』宮伯「以時頒其衣裳」の注に「頒讀爲班 班 布也」とあるのを参照。注の「共議歸楚事」については、下の傳文「問晉故焉」の注に「故事」とある。

注の「朋友世親」については、『潛夫論』交際に「語曰 人惟舊 器惟新 昆弟世疎 朋友世親 此交際之理 人之情也」とあるのを参照。

なお、臧琳『經義雜記』に「案下文 聲子曰 子牟得戾而亡 君大夫謂椒舉 女實遣之 又國語楚語上 子牟有罪而亡 康王以湫舉爲遣之 又子牟得罪而亡 執政弗是 謂湫舉曰 女實遣之 則伍舉實送之 送乃遣字之謔 楚之君臣以子牟出奔爲伍舉遣之行 將罪及於起謀者 故伍舉亦懼禍出奔 若但送子牟之行 則伍舉罪輕 當不至於出奔也」とある。

團聲子曰 子行也 吾必復子 及宋向戌將平晉楚

⑨和平は、明年にある。

附二十七年に「夏叔孫豹會晉趙武楚屈建蔡公孫歸生衛石惡陳孔奐鄭良霄許人曹人于宋」とあり、また、「秋七月辛

陳孔奐鄭良霄許人曹人于宋」とあり、また、「秋七月辛



已豹及諸侯之大夫盟于宋」とある。

〔團〕聲子通使於晉

〔註〕國のために和平の事を通達したのである。

〔團〕還如楚 令尹子木與之語 問晉故焉

〔註〕「故」は、事である。

〔團〕昭公二十五年の傳文「昭伯問家故」の注に、同文がみえ

る。なお、昭公三十一年の公羊傳文「習乎邾婁之故」の

何注に「故 事也」とあるのを参照。

〔團〕且曰 晉大夫與楚執賢 對曰 晉卿不如楚 其大夫則賢

皆卿材也 如杞梓皮革自楚往也

〔註〕「杞」・「梓」は、いづれもみな、木の名である。

〔團〕『詩』鄭風〈將仲子〉「無折我樹杞」の毛傳に「杞 木

名也」とあるのを参照。また、『國語』楚語上「若杞梓

皮革焉」の韋注に「杞梓 良材也」とあるのを参照。

〔團〕雖楚有材 晉實用之

〔註〕楚から亡命した臣が晉にたくさんいる、ということであ

る。

〔團〕子木曰 夫獨無族姻乎

〔註〕「夫」とは、晉をいう。

〔團〕對曰 雖有 而用楚材實多 歸生聞之

〔註〕「歸生」は、聲子の名である。

〔團〕善爲國者 賞不僭而刑不濫 賞僭 則懼及淫人 刑濫

則懼及善人 若不幸而過 寧僭 無濫 與其失善 寧其  
利淫 無善人 則國從之

〔註〕それにともなつて亡びる、ということである。

〔團〕詩曰 人之云亡 邦國殄瘁 無善人之謂也

〔註〕「詩」は、大雅（瞻卬）である。「殄」は、盡であり、

「瘁」は、病である。

〔團〕毛傳に「殄 盡 瘁 病也」とあるのを参照。なお、文

公六年の傳文に同じ詩句がみえ、その注には「言善人亡

則國瘁病」とある。

〔團〕故夏書曰 與其殺不辜 寧失不經 懼失善也

〔註〕逸書である。「不經」とは、常法を用いないということ

である。

〔團〕注の「逸書也」については、莊公八年の傳文「夏書曰

臯陶邁種德」の注に「夏書 逸書也」とある。なお、そ

の〔團〕を参照。ちなみに、この句は、偽古文の〈大禹謨〉

に拾われている。

注の「不經 不用常法」については、疏に「經 常也

言若用刑錯失等 與其殺不罪之人 寧失於不常之罪 謂

實有罪而失於妄免也」とある。なお、偽孔傳に「經 常

（中略）寧失不常之罪」とあるのを参照。また、『漢書』

路溫舒傳「書曰 與其殺不辜 寧失不經」の顔注に「經

常也（中略）寧失不常之過 不濫無罪之人」とあるの

を参照。また、蔡沈『書經集傳』に「殺之則恐陷於非辜  
不殺之 恐失於輕縱 二者皆非聖人至公至平之意 而  
殺不辜者 尤聖人之所不忍也 故與其殺之而害彼之生  
寧姑全之 而自受失刑之責（中略）或有所疑 則常屈法  
以申恩（中略）得行於常法之外」とあるのを参照。また、  
『會箋』に「不經 言刑失其常也 國有常刑 有罪而不  
刑 此刑壞也 寧失之於不經 極言殺不辜之懼也」とあ  
るのを参照。なお、異説として、楊伯峻『春秋左傳注』  
に「不經即不守正法之人」とある。

〔團〕商頌有之曰 不僭不濫 不敢怠皇 命于下國 封建厥福  
④詩は、商頌（殷武）である。殷の湯は、賞をたがえず、  
刑をみださず、なまけて安閑としていることがなかった  
から、下國（諸侯）の任命で天子となることが出来た、  
ということである。

〔附〕毛傳に「不僭不濫 賞不僭刑不濫也」とあり、鄭箋に「違  
暇也」とあるのを参照。なお、上の傳文に「賞不僭而  
刑不濫」とある。また、哀公五年の傳文「商頌曰 不僭  
不濫 不敢怠皇 命以多福」の注に「僭 差也 濫 溢  
也 皇 暇也」とある。

なお、注の「則」は、按勘記に従って、「故」に改める。  
〔團〕此湯所以獲天福也 古之治民者 勸賞而畏刑

④賞を行なうことを楽しみ、刑を用いることを憚ったので

ある。

〔附〕呂氏春秋「離俗覽（爲欲）」「誠無欲則是三者不足以勸」  
の高注に「勸 樂也」とあるのを参照。

〔團〕恤民不倦 賞以春夏 刑以秋冬

④天の時に順ったのである。

〔附〕後漢書「隗囂傳に「除順時之法」とあり、注に「莽又  
作不順時之令 春夏斬人 此爲不順時之法」とあるのを  
参照。

〔團〕是以將賞 爲之加膳 加膳則飫賜

④「飫」は、饜（あく）である。酒食を下にまで賜わり、  
皆が満腹するのが、所謂「加膳」である。

〔附〕春秋序に「饜而飫之 使自趨之」とある。

〔團〕此以知其勸賞也 將刑 爲之不舉 不舉則徹樂

④豪華な食事はしなかったのである。

〔附〕莊公二十年の傳文「君爲之不舉」の注に「去盛饌」とあ  
る。なお、その〔附〕を参照。

〔團〕此以知其畏刑也 夙興夜寐 朝夕臨政 此以知其恤民也  
三者 禮之大節也 有禮無敗 今楚多淫刑 其大夫逃  
死於四方 而爲之謀主 以害楚國 不可救療 所謂不能  
也

④「療」は、治である。所謂「楚人は人材を用いることが  
できない」ということである。

附『方言』第十に「療 治也」とあるのを参照。

團子儀之亂 析公奔晉

④ 文公十四年にある。

附文公十四年の傳文に「楚莊王立 子孔潘崇將襲羣舒 使

公子變與子儀守 而伐舒蓼 二子作亂」とある。

團晉人真諸戎車之殿 以爲謀主

④ 「殿」は、後軍（しんがり）である。

附十四年の傳文「子囊殿」の注に「殿 軍後」とある。な

お、その附を参照。

團繞角之役 晉將遁矣 析公曰 楚師輕窺 易震蕩也 若

多鼓鈞聲 以夜軍之

④ 聲をそろえる、ということである。

附『孟子』告子上「鈞是人也」の趙注に「鈞 同也」とあ

るのを参照。

團楚師必遁 晉人從之 楚師宵潰 晉遂侵蔡 襲沈 獲其

君 敗申息之師於桑隧 獲申麗而還

④ 成公六年に、晉の樂書が鄭を救援して、楚の師と繞角で

遭遇し、楚の師がひきあげると、晉は沈を侵して沈子を

捕えた。八年に、また楚を侵して申・息を敗り、申麗を

捕えた。

附成公六年の傳文に「晉樂書救鄭 與楚師遇於繞角 楚師

還 晉師遂侵蔡」とあり、また、同八年の傳文に「晉樂

書侵蔡（注 六年未得志故）遂侵楚 獲申驪 楚師之還

也（注 謂六年遇於繞角時）晉侵沈 獲沈子揖」とある。

團鄭於是不敢南面 楚失華夏 則析公之爲也 雍子之父兄

譖雍子 君與大夫不善是也

④ 曲直を正さなかった。

附『國語』楚語上「昔令尹子元之難 或譖王孫啓於成王

王弗是」の韋注に「是 理也」とあるのを参照。ちなみ

に、同楚語上に「昔雍子之父兄譖雍子於恭王 王弗是」

とある。

團雍子奔晉 晉人與之鄙

④ 「鄙」は、晉の邑である。

團以爲謀主 彭城之役 晉楚遇於靡角之谷

④ 成公十八年にある。

附成公十八年の傳文に「冬十一月楚子重救彭城 伐宋 宋

華元如晉告急（中略）晉侯師于台谷以救宋 遇楚師于靡

角之谷」とある。

團晉將遁矣 雍子發命於軍曰 歸老幼 反孤疾 二人役

歸一人 簡兵蒐乘

④ 「簡」は、擇（えらぶ）である。「蒐」は、閱（點檢す

る）である。

附注の「簡 擇」については、『詩』邶風〈簡兮〉「簡兮簡

兮 方將萬舞」の鄭箋に「簡 擇」とあるのを参照。

注の「蒐 闕」については、成公十六年の傳文「蒐乘捕卒」等の注に、同文がみえる。

團 秣馬辱食 師陳焚次

④「次」は、舍である。舍を焚くのは、必死の覺悟を示すためである。

⑤十四年の傳文「荀偃令曰 雞鳴而駕 塞井夷竈」の注に「示不反」とある。

團 明日將戰 行歸者 而逸楚囚

⑥（わざと）楚に知らせようとしたのである。

團 楚師宵潰 晉降彭城而歸諸宋 以魚石歸

⑦ 元年にある。

⑧ 元年の傳文に「彭城降晉 晉人以宋五大夫在彭城者歸」とある。なお、成公十八年の傳文に「楚子辛鄭皇辰侵城

郟 取幽丘 同伐彭城 納宋魚石向爲人鱗朱向帶魚府焉」とある。

團 楚失東夷 子辛死之 則雍子之爲也

⑨ 楚の東の小國及び陳が、楚が彭城を救えなかったのを見て、いづれもみな、叛いた。五年に、楚人が、陳が叛いたわけを取り調べて、令尹の子辛を殺した。

⑩ 五年の傳文に「楚人討陳叛故 曰 由令尹子辛實侵欲焉乃殺之」とある。

團 子反與子靈爭夏姬

⑪ 「子靈」は、巫臣である。

⑫ 『國語』楚語上「莊王既以夏氏之室賜申公巫臣」の章注に「巫臣 楚申公屈巫子靈也」とあるのを参照。

團 而雍害其事

⑬ 子反の方も、巫臣を妨害して、夏姬を娶らせまいとした。

⑭ 成公二年の傳文に「楚之討陳夏氏也 莊王欲納夏姬 申公巫臣曰 不可（中略）王乃止 子反欲取之 巫臣曰

是不祥人也（中略）子反乃止 王以予連尹襄老 襄老死於郟 不獲其尸 其子黑要烝焉 巫臣使道焉 曰 歸

吾聘女（中略）巫臣聘諸鄭 鄭伯許之（中略）及鄭 使介反幣 而以夏姬行 將奔齊（中略）遂奔晉 而因郤至

以臣於晉 晉人使爲邢大夫 子反請以重幣錮之 王曰 止」とある。なお、『會箋』に「雍害其事 不見前傳

然巫臣所以取夏姬於鄭以奔 必有子反壅害而然矣」とあるのを参照。

團 子靈奔晉 晉人與之邢

⑮ 「邢」は、晉の邑である。

⑯ 成公二年の傳文「晉人使爲邢大夫」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團 以爲謀主 扞禦北狄 通吳於晉 教吳叛楚 教之乘車射御 驅侵 使其子狐庸爲吳行人焉 吳於是伐巢 取駕克棘入

州來

④「駕」・「棘」は、いづれもみな、楚の邑である。譙國の鄆縣の東北部に棘亭がある。

附成公十七年の傳文「舒庸人以楚師之敗也 道吳人圍巢

伐駕 圍盭黽」の注に「巢駕盭黽 楚四邑」とある。また、昭公四年の傳文「冬吳伐楚 入棘櫟麻」の注に「棘

櫟麻 皆楚東鄙邑 譙國鄆縣東北有棘亭」とある。

⑤楚罷於奔命 至今爲患 則子靈之爲也

⑥事は、成公七年にみえる。

附成公七年の傳文に「巫臣自晉遺二子書 曰 爾以讒慝貪

恡事君 而多殺不辜 余必使爾罷於奔命以死 巫臣請使

於吳 晉侯許之 吳子壽夢說之 乃通吳于晉 以兩之一

卒適吳 舍偏兩之一焉 與其射御 教吳乘車 教之戰陳

教之叛楚 寘其子狐庸焉 使爲行人於吳 吳始伐楚伐

巢伐徐 子重奔命 馬陵之會 吳入州來 子重自鄭奔命

子重子反於是乎一歲七奔命 蠻夷屬於楚者 吳盡取

之」とある。

⑦若敖之亂 伯賁之子賁皇奔晉 晉人與之苗

⑧「若敖の亂」は、宣公四年にある。「苗」は、晉の邑である。

附宣公四年の傳文に「秋七月戊戌楚子與若敖氏戰于臯澗(中略)鼓而進之 遂滅若敖氏」とある。なお、同十七年の傳文「苗賁皇使 見晏桓子」の注に「賁皇 楚鬬椒之子

楚滅鬬氏而奔晉 食邑于苗地」とある。

⑨以爲謀主 鄆陵之役

⑩成公十六年にある。

附成公十六年に「甲午晦晉侯及楚子鄭伯戰于鄆陵 楚子鄭

師敗績」とある。

⑪楚晨壓晉軍而陳 晉將遁矣 苗賁皇曰 楚師之良在其中

軍王族而已

⑫楚の精銳は、中軍にいただけである、ということである。

⑬若塞井夷窳 成陳以當之

⑭井戸をふさぎ窳をこわして、陣を張る、ということである。

附成公十六年の傳文に「塞井夷窳 陳於軍中」とあり、また、「將塞井夷窳而爲行也」とある。

なお、疏に「成十六年傳說此事云 范匄趨進曰 塞井夷

窳 陳於軍中 則此謀范匄所爲 今以爲苗賁皇之計者

鄭衆云 此范匄所言 苗賁皇亦言之 故聲子引以爲喻

とある。

⑮樂范易行以誘之

⑯この時、樂書が中軍の將であり、范變がその佐であった。

「易行」とは、兵備を簡易にすることをいう。楚に、ひたすら自分達(樂・范)を狙って、二穆の兵(味方)を顧みない、ようにさせようとしたのである。

〔附注の前半については、成公十六年の傳文に「欒書將中軍士變佐之」とある。

注の後半については、『國語』楚語上に「若易中下 楚必歎之」とあり、韋注に「歎猶貪也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「賈逵鄭衆皆讀易爲變易之易賈以行爲道也 欒爲將 范爲佐 二人分中軍 別將之 欲使欒與范易道 令范先誘楚 欒以良卒從而擊之 鄭謂易行 中軍與下軍易卒伍也」とある。

〔團中行二郤必克二穆〕

⑨この時、郤錡が上軍の將であり、中行偃がその佐であり、郤至が新軍の佐であった。この三人に、精銳を分けて二穆の兵を攻撃させる、ということである。楚の子重と子卒は、いづれもみな、穆王に出自するから、「二穆」と言っているのである。

〔附成公十六年の傳文に「郤錡將上軍 荀偃佐之 韓厥將下軍 郤至佐新軍 荀營居守」とあり、また、「請分良以擊其左右」とあり、また、「令尹將左（注 子重）右尹子辛將右」とある。

〔團吾乃四萃於其王族 必大敗之〕

⑩「四萃」とは、四方から集中攻撃する、ということである。

〔附成公十六年の傳文に「而三軍萃於王卒」とあり、注に「萃

集也」とある。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』

に「四萃謂四軍集攻 杜見與國語不合 謂四面集攻之 未達內外傳立文之意也」とある。ちなみに、『國語』楚語上には「則三萃以攻其王族 必大敗之」とあり、韋注に「萃 集也 時晉有四軍 言三集者 中軍先入 而上下及新軍乃三集以攻也」とある。

〔團晉人從之 楚師大敗 王夷師燬〕

⑪「夷」は、傷である。吳・楚のあたりでは、火が消えることを「燬」という。

〔附注の「夷 傷也」については、成公十三年の傳文「芟夷我農功」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。注の「吳楚之間 謂火滅爲燬」については、昭公二十三年の傳文「楚師燬」の注に、同文がみえる。なお、定公十年の傳文「宵燬」の注には、「午衆宵散」とある。

〔團子反死之 鄭叛吳興 楚失諸侯 則苗實皇之爲也 子木曰 是皆然矣 聲子曰 今又有甚於此 椒舉娶於申公子牟 子牟得戾而亡 君大夫謂椒舉 女實遣之 懼而奔鄭 引領南望 曰 庶幾赦余 亦弗圖也〕

⑫楚はやはり氣にかけていない、ということである。

〔團今在晉矣 晉人將與之縣 以比叔向〕

⑬擧の才能を叔向になぞらえる、ということである。〔附二十一年の傳文に「夫謀而鮮過 惠訓不倦者 叔向有焉

社稷之固也」とある。また、昭公五年の傳文に「王欲赦叔向以其所不知 而不能」とあり、注に「言叔向之多知」とある。

團彼若謀害楚國 豈不爲患 子木懼 言諸王 益其祿爵而復之 聲子使椒鳴逆之

④「椒鳴」は、伍舉の子である。傳は、聲子の言葉に説得力があったから、伍舉はもどることができ、子孫がまた楚に仕えた、ということを行っているのである。

附『國語』楚語上に「乃使椒鳴召其父而復之」とあるのを参照。

團許靈公如楚 請伐鄭

④十六年に晉が許を伐ったとき、他國はみな大夫だったのに、鄭伯だけは自身で参戦したから、許は怒って、鄭に報復しようとしたのである。

附十六年に「叔老會鄭伯晉荀偃衛甯殖宋人伐許」とある。

團曰 師不興 孤不歸矣 八月卒于楚 楚子曰 不伐鄭 何以求諸侯 冬十月楚子伐鄭

④許のためである。

團鄭人將禦之 子產曰 晉楚將平 諸侯將和

④和平は、明年にある。

附二十七年に「夏叔孫豹會晉趙武楚屈建蔡公孫歸生衛石惡

陳孔奐鄭良霄許人曹人于宋」とあり、また、「秋七月辛巳豹及諸侯之大夫盟于宋」とある。

團楚王是故昧於一來

④「昧」は、貪冒（むさぼる）と同じである。

附二十八年の傳文に「不脩其政惡 而貪昧於諸侯 以逞其願」とある。なお、『文選』吳都賦「相與昧潛險」の劉淵林注に「昧 冒也」とあるのを参照。

團不如使逞而歸 乃易成也

④「逞」は、快（ほしいままにする）である。

附桓公六年の傳文「今民饑而君逞欲」等の注に、同文がみえる。なお、その劬を参照。

團夫小人之性 釁於勇 奮於禍 以足其性而求名焉者 非

國家之利也 若何從之

④「釁」は、動であり、「奮」は、貪である。鄭人で楚と戦おうとしている者は、いづれもみな、（血氣の）勇をふるい名をむさぼる人であって、よく國のために長久の利をはかるわけではないから、従えない、ということである。

附注の「釁 動也」については、疏に「賈鄭先儒皆以釁爲

動也 王肅云 釁謂自矜奮以夸人」とあるのを参照。

注の「奮 貪也」については、『方言』第十に「亂奮

貪也 荆汝江湘之郊 凡貪而不施 謂之亂 或謂之奮」

とあるのを参照。

團子展説 不禦寇 十二月乙酉入南里 墮其城

④「南里」は、鄭の邑である。

附宣公三年の傳文「誘子華而殺之南里」の注に「南里 鄭地」とある。

團涉於樂氏

④「樂氏」は、津（わたしば）の名である。

團門于師之梁

④鄭の城門である。

附九年の傳文「衛北宮括曹人邾人從荀偃韓起門于師之梁」

の注に「師之梁 亦鄭城門」とある。なお、その附を参照。

團縣門發 獲九人焉 涉于汜而歸

④汜城の下で汝水をわたり、南に歸ったのである。

附疏に引く『釋例』土地名に「楚伐鄭 師于汜 襄城縣南

汜城是也」とある。なお、僖公二十四年の傳文「王出適

鄭 處于汜」の注に「鄭南汜也 在襄城縣南」とある。

團而後葬許靈公

④靈公の遺志をとげ、その後で葬ったのである。

附上の傳文に「許靈公如楚 請伐鄭 曰 師不興 孤不歸 矣 八月卒于楚 楚子曰 不伐鄭 何以求諸侯」とある。

團衛人歸衛姬于晉 乃釋衛侯

④衛侯は、女によって晉を納得させ、その後で（ようやく）免れることが出来たのである。

團君子是以知平公之失政也

④傳は、晉が衰えたことを言っているのである。

團晉韓宣子聘于周 王使請事

④何の用事で來聘したかをたづねたのである。

團對曰 晉土起將歸時事於宰旅 無他事矣

④「起」は、宣子の名である。禮では、諸侯の大夫は、天子の國に入れば、「士」と稱する。「時事」は、四時の貢職である。「宰旅」は、冢宰の下士である。「職貢を宰旅に獻上する」と言っているのは、尊者（天子）を指斥することを憚ったのである。

附『禮記』曲禮下に「列國之大夫 入天子之國 曰某士」

とあるのを参照。また、『周禮』天官の絃官に「大宰

卿一人（中略）旅下士三十有二人」とあるのを参照。

團王聞之 曰 韓氏其昌阜於晉乎 辭不失舊

④「阜」は、大である。傳は、周が衰え、諸侯はきちんと禮に従うことがなかったのに、韓起だけが舊例からはずれなかった、ということを言っているのである。

附『詩』秦風（駟駟）「駟駟孔阜」の毛傳に「阜 大也」



とあるのを参照。また、『國語』周語上「阜其財求」の韋注に「阜 大也」とあるのを参照。

團 齊人城郊之歲

②二十四年にある。

團 二十四年の傳文に「齊人城郊」とある。

團 其夏齊烏餘以廩丘奔晉

③「烏餘」は、齊の大夫である。「廩丘」は、今の東郡の廩丘縣の古城がここである。

團 疏に「釋例土地名以廩丘爲齊地」とある。なお、『漢書』

地理志上に「東郡（中略）廩丘」とあるのを参照。

團 襲衛羊角 取之

④今の廩丘縣の縣廳の羊角城がここである。

團 『晉書』地理志上に「廩丘（中略）有羊角城」とあるのを参照。

團 遂襲我高魚

⑤（今）高魚城が廩丘縣の東北部にある。

團 『續漢書』郡國志三に「廩丘 故屬東郡 有高魚城」と

あるのを参照。

團 有大雨 自其竇入

⑥雨がふったため、排水口が開いていたのである。

團 介于其庫

⑦高魚の武器庫に入って、その甲（よろい）をつけたのである。

團 成公二年の傳文「不介馬而馳之」の注に「介 甲也」とある。

團 以登其城 克而取之

⑧魯の高魚を取ったことを、諱む必要がないのに（經に）書いていないのは、その理由がわからない。

團 成公十三年の傳文「五月丁亥晉師以諸侯之師及秦師戰于麻隧 秦師敗績 獲秦成差及不更女父」の注に「戰敗績

不書 以爲晉直秦曲 則韓役書戰 時公在師 復不須告

克獲有功 亦無所諱 蓋經文闕漏 傳文獨存」とある。

なお、異説として、疏に「服虔云 取魯高魚 及反之

皆不書 蓋諱之」とある。

團 又取邑于宋 於是范宣子卒

⑨「宣子」は、范句である。

團 『國語』晉語六「范句自公族趨過之」の韋注に「句 范文子之子宣子也」とあるのを参照。

團 諸侯弗能治世 及趙文子爲政 乃卒治之 文子言於晉侯

曰 晉爲盟主 諸侯或相侵也 則討之 使歸其地 今烏

餘之邑 皆討類也

⑩同類（ひとまとまり）のものとして討たれるべきである、ということである。

○而貪之 是無以爲盟主也 請歸之 公曰 諾 孰可使也

對曰 胥梁帶能無用師 晉侯使往

④「胥梁帶」は、晉の大夫である。「うまく師を用いずにすませる」とは、權謀に長けているということである。

(なお、本稿は「平成十六年度跡見学園留学助成費」による研究成果の一部である)